

離島指定基準の見直しについて
(離島指定検討部会報告(案))

国土審議会離島振興対策分科会
離島指定検討部会

- 昨年2月の第7回離島振興対策分科会において、委員より、策定から約50年が経過した離島指定基準の見直しについて問題提起があり、審議事項とすることとされたところ。
- 続く10月の第8回分科会において、具体的な検討のため当部会を設置することが決まり、有識者5名の委員により、昨年12月から今年3月までの間に3回の部会の開催及び計5島の現地視察を実施し、離島指定基準見直し案(別紙)をとりまとめた。
- 今般の離島指定基準見直しにおいては、
 - ・離島の大幅な人口減少や「人口の著しい減少の防止」が離島振興法の目的に規定されたことを踏まえ、新たに「人口減少率」を導入すること、
 - ・離島振興法の改正においてソフト施策が重視されたことなどを受け、指定に必要な最低限の人口を引き下げること、
 - ・現行離島指定基準策定当時と比べ、自動車交通を中心に本土側の交通環境が大きく改善し、離島の隔絶性が相対的に高まったことを受けて、寄港回数及び最短航路距離の基準値を緩和すること、
 - ・内水面離島の取り扱いを明確にすること、などの改正を行うことが適当である。
- 今後は、新たな離島指定基準に照らして、指定する離島について検討していく予定。
- その際には、以下の点に留意することが適当である。
 - ・指定済み離島について、人口要件を満たさなくなった場合においても、今後の振興の方針等を確認のうえ、指定解除について停止することを検討する。
 - ・常時陸上交通が確保された離島について、指定解除を検討する。
 - ・未指定離島の新たな指定にあたっては、各基準を満たしていることを確認したうえで、寄港回数・最短航路距離等の交通条件や社会経済状況などを総合的に判断し、離島振興法第一条の目的に沿うよう行う。

離島指定基準見直し案

ア 外海離島指定基準

1. 外海に面する島（群島、列島、諸島を含む。）であること。
2. 本土との間の交通が不安定であること。
3. 島民の生活が強く本土に依存していること。
4. 一カ町村以上の行政区画を有する島であること。
5. 指定について要望のあるもの。

ア' 外海離島指定基準第4項に対する緩和基準

一カ町村以上の行政区画を有する島でない場合でも、下記の条件を具備する島は、上記アの外海離島指定基準第4項を満たすものとする。

1. 本土との最短航路距離がおおむね5 km以上であるもの又は人口減少率がおおむね10%以上であるもの。
2. 人口おおむね50人以上であるもの。

イ 内海・内水面離島指定基準

1. 本土との最短航路距離がおおむね5 km以上であり、かつ、定期航路の寄港回数が1日おおむね6回以下であるもの又は人口減少率がおおむね10%以上であるもの。
2. 人口おおむね50人以上であるもの。
3. 指定について要望のあるもの。

ウ 離島一部地域指定基準

外海又は内海島しょのうち、その一部に下記の条件を具備する地域を有する場合には、当該地域を離島振興対策実施地域に指定するものとする。

1. 本土との最短航路距離がおおむね5 km以上であり、かつ、定期航路の寄港回数が1日おおむね6回以下であるもの又は人口減少率がおおむね10%以上であるもの。
2. 主要定期乗合自動車の運航回数が、1日おおむね3回以下であるもの。
3. 指定について要望のあるもの。

注) 一部地域指定に際しては、原則として市町村界(旧市町村界を含む)若しくは、明瞭な地形又は見透し線等をもって境界線とする。

エ 指定にあたっての留意事項

原則として、人口については直近の国勢調査結果によることとし、人口減少率については直近10年間の同調査結果により算出する。

なお、二つ以上の島が、同一市町村に属する場合又は群島、諸島のごとく、類似条件を具備すると考えられる場合は、これらの島を一括して同一の地域として指定することができる。この場合、人口及び人口減少率は、一括して指定した地域全体のものを用いる。

○見直し後の離島指定基準の運用に関する留意事項

1. 指定済み離島について、人口要件を満たさなくなった場合においても、今後の振興の方針等を確認のうえ、指定解除について停止することを検討する。
2. 常時陸上交通が確保された離島について、指定解除を検討する。
3. 未指定離島の新たな指定にあたっては、各基準を満たしていることを確認したうえで、寄港回数・最短航路距離等の交通条件や社会経済状況などを総合的に判断し、離島振興法第一条の目的に沿うよう行う。

離島を取り巻く状況の変化等を踏まえた対応

離島を取り巻く状況の変化

改正離島振興法における目的規定の改正

・改正離島振興法第一条(目的規定)に、新たに「離島における人口の著しい減少の防止」が盛り込まれた。

離島における大幅な人口減少

・昭和30年と比較して、外海一部・内海離島の人口は、約70%減と非常に大きな減少率となっている。

「離島活性化交付金等事業計画」の創設など、ソフト施策重視へ

・改正離島振興法は、従来のハード整備のみならず、ソフト施策を重視する方針となり、従来より人口規模が小さくても事業効果の発揮が期待できる。

改正離島振興法における目的規定の改正(特に無人島増加防止)

・改正離島振興法第一条(目的規定)に、新たに「居住する者のない離島の増加の防止」が盛り込まれ、人口が減少した小規模離島への対応が必要となっている。

本土側の交通環境の向上

・モータリゼーションの進展により、本土側の交通環境が改善し、相対的に離島の隔絶性は悪化している。

・新規項目として、「人口減少率」を盛り込み、人口減少が著しい離島を指定対象とする。

・人口要件(100人以上)を緩和する。
※ただし、指定済み離島において、人口要件を満たさなくなった場合においても、今後の振興の方針等を確認のうえ、指定解除について停止することを検討する。

・寄港回数及び最短航路距離を緩和する。

個別の離島の状況

常時陸上交通が確保された地域の存在

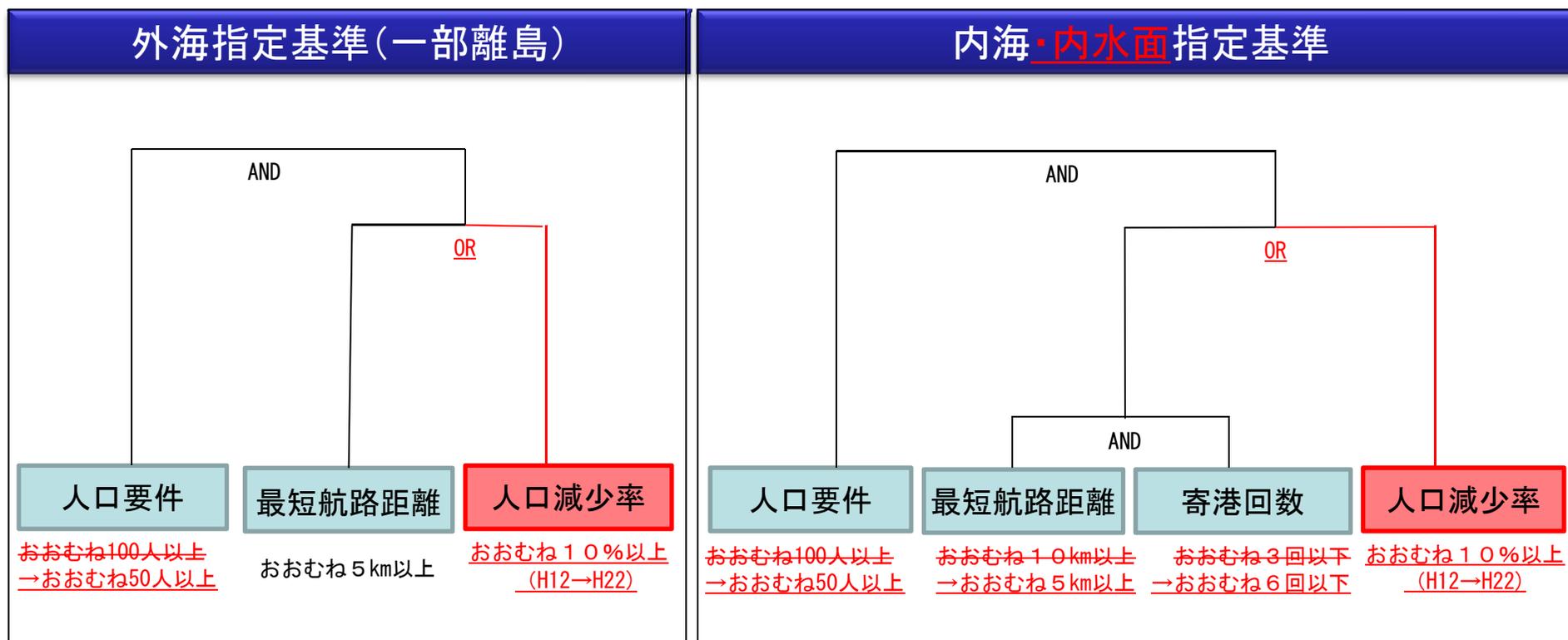
・本土との常時陸上交通が確保された離島振興対策実施地域が存在している。

内水面の離島に関する基準が存在しない

・内水面にも有人離島(未指定)があるが、内水面に関する指定基準が存在しない。

・指定見直し時に、常時陸上交通が確保されている離島は解除を検討する。

・内海と内水面の状況は類似性が高いため、内水面は内海に準じるものとして、「内海・内水面基準」とする。



○見直し後の離島指定基準の運用に関する留意事項

- 1 指定済み離島について、人口要件を満たさなくなった場合においても、今後の振興の方針等を確認のうえ、指定解除について停止することを検討する。
- 2 常時陸上交通が確保された離島について、指定解除を検討する。
- 3 未指定離島の新たな指定にあたっては、各基準を満たしていることを確認したうえで、寄港回数・最短航路距離等の交通条件や社会経済状況などを総合的に判断し、離島振興法第一条の目的に沿うよう行う。

ア 外海離島指定基準

1. 外海に面する島(群島、列島、諸島を含む。)であること。
2. 本土との間の交通が不安定であること。
3. 島民の生活が強く本土に依存していること。
4. 一カ町村以上の行政区画を有する島であること。
- ~~5. 前4項の条件を具備した島であって法第一条の目的を速やかに達成する必要があること。~~
5. 指定について要望のあるもの。

ア' 外海離島指定基準第4項に対する緩和基準

一カ町村以上の行政区画を有する島でない場合でも、下記の条件を具備する島は、上記アの外海離島指定基準第4項を満たすものとする。

1. 本土との最短航路距離がおおむね5 km以上であるもの 又は人口減少率がおおむね10%以上であるもの。
2. 人口おおむね50100人以上であるもの。
- ~~3. 指定について要望のあるもの。~~

イ 内海・内水面離島指定基準

1. 本土との最短航路距離がおおむね510 km以上 ~~であるもの。~~ であり、かつ、
 - ~~2. 定期航路の寄港回数が1日おおむね63回以下であるもの~~ 又は人口減少率が
おおむね10%以上であるもの。
 2. 人口おおむね50100人以上であるもの。
 3. 指定について要望のあるもの。
 - ~~4. 前三項の条件を具備した島であって、法第一条の目的を速やかに達成する必要があるもの。~~
- 注)二つ以上の島が、同一市町村に属する場合又は群島、諸島のごとく、類似条件を具備すると考えられる場合は、これらの島を一括して指定することができる。

ウ 離島一部地域指定基準

外海又は内海島しょのうち、その一部に下記の条件を具備する地域を有する場合には、当該地域を離島振興対策実施地域に指定するものとする。

1. 本土との最短航路距離が、~~外海の島しょにおいては、~~おおむね5 km以上であり、かつ、内海の島しょにおいては、おおむね10 km以上あるもの。
2. ~~定期航路の寄港回数が1日おおむね63回以下であるもの~~ 又は人口減少率がおおむね10%以上であるもの。
2. 主要定期乗合自動車の運航回数が、1日おおむね3回以下であるもの。
3. 指定について要望のあるもの。
5. ~~前4項の条件をそれぞれ具備した地域であって、後進性が著しく法第一条の目的を速やかに達成する必要があるもの。~~

注) 一部地域指定に際しては、原則として市町村界(旧市町村界を含む)若しくは、明瞭な地形又は見透し線等をもって境界線とする。

エ 指定にあたっての留意事項

原則として、人口については直近の国勢調査結果によることとし、人口減少率については直近10年間の同調査結果により算出する。

なお、二つ以上の島が、同一市町村に属する場合又は群島、諸島のごとく、類似条件を具備すると考えられる場合は、これらの島を一括して同一の地域として指定することができる。この場合、人口及び人口減少率は、一括して指定した地域全体のものを用いる。

○見直し後の離島指定基準の運用に関する留意事項

- 1 指定済み離島について、人口要件を満たさなくなった場合においても、今後の振興の方針等を確認のうえ、指定解除について停止することを検討する。
- 2 常時陸上交通が確保された離島について、指定解除を検討する。
- 3 未指定離島の新たな指定にあたっては、各基準を満たしていることを確認したうえで、寄港回数・最短航路距離等の交通条件や社会経済状況などを総合的に判断し、離島振興法第一条の目的に沿うよう行う。